

【目次】

エコチル調査で収集されたデータの利用と成果発表に関する基本ルール (ver2.7)

◎概要 (タイトルなし)

- 1 用語の定義
- 2 データ利用
- 3 学術的な成果発表の概要
 - (1) 学術的な成果発表の考え方
 - (2) 誌上発表の考え方
 - (3) 学会発表 (口頭・ポスター・集会など) の考え方
 - (4) 暫定データの取扱
 - (5) 学術的な成果発表の審査の考え方
4. 学術的な成果発表における手順・手続き
 4. 1 全体調査・詳細調査の全国データを用いた学術発表
 4. 1. 1 全体調査・詳細調査の全国データを用いた原著論文による誌上発表
 - (1) 新たな固定データの提供及び論文執筆希望の公募
 - (2) 執筆を希望する論文のアブストラクトの提出
 - (3) 指定論文リストの作成
 - (4) 論文執筆希望リストの作成と重複の調整について
 - (5) 執筆希望課題の随時募集と重複の調整について
 - (6) 論文執筆の優先権について
 - (7) JECS-Group 回覧について
 - (8) 論文投稿前審査について
 - (9) 論文発表に係る届出
 - (10) 報道発表
 4. 1. 2 全体調査・詳細調査により収集した全国データを用いた原著論文を引用して執筆する誌上発表
 4. 1. 3 全体調査・詳細調査により収集した全国データを用いた学会発表 (口頭、ポスター、集会)
 - (1) 誌上発表の内容の範囲での学会発表
 - (2) 誌上発表を伴わない学会発表
 - (3) 学会発表の報告
 4. 2 全体調査・詳細調査により収集した全国データのうち一部のユニットセンターに限定したデータを用いた成果発表
 4. 2. 1 全体調査・詳細調査 (一部のユニットセンター限定データ) の原著論文による誌上発表
 - (1) 論文発表に係る届出
 - (2) 報道発表

- 4. 2. 2 全体調査・詳細調査（一部のユニットセンターに限定したデータ）の原著論文を引用した誌上発表
- 4. 2. 3 全体調査・詳細調査（一部のユニットセンターに限定したデータ）の学会発表
- 4. 3 追加調査の取扱
 - 4. 3. 1 追加調査の実施の可否の判断
 - 4. 3. 2 追加調査の誌上発表
 - (1) 追加調査の誌上発表の審査・届出
 - (2) 報道発表
 - 4. 3. 3 追加調査の原著論文を引用して執筆する誌上発表
 - 4. 3. 4 追加調査の学会発表
 - 4. 3. 5 追加調査の外部研究費報告書、公開報告書
- 4. 4 その他の学術発表に関する事項
- 5 広報
 - 5. 1 地域連絡協議会、参加者・地域向けの広報、大学の講義等の一般広報
 - 5. 2 報道機関への情報発信
 - 5. 2. 1 自らマスメディアに情報発信を依頼する場合（論文掲載時の報道発表を除く）
 - 5. 2. 2 取材を受けた場合
 - 5. 2. 3 取材がなくマスメディアに発信されているのを確認した場合
- 6 エコチル調査関係者のみの会合（中心仮説ワークショップ）等の一般には公開されない会議等での取扱
- 7 質問票の集計データの公表

(別紙1) 成果発表の整理表

(別紙2) 全体調査・詳細調査（全国データ）を用いた学術論文の執筆の手続き

(別紙3-1) 論文発表及び報道発表等の手続フロー1（報道発表必須の場合）

(別紙3-2) 論文発表及び報道発表等の手続フロー2（報道発表任意の場合）

(別紙4) エコチル調査のデータを利用した論文の学位審査（大学院生等）

(別紙5) 外部研究者へのデータ共有開始後の固定データ利用及び研究実施期間等に関する取り決め事項

様式

色付け箇所（オレンジ）：メールに添付する形式で提出する様式

色付け箇所（グレー）：ダウンロード方式で配付するデータ利用では使用しない様式

(1) 様式集（アクションパスポートから申請する様式）

- 様式 A-1 管理 ID 申請
- 様式 B-1 ユーザー申請 新規登録
- 様式 B-2 ユーザー申請 変更/削除
- 様式 1-2 データ利用に関する申請書
- ・基礎情報
 - ・誓約内容の確認
 - ・変更時（データ利用取り止め含む）※
 - ・e-learning 受講の申請（初回、毎年度）【初回は受講証明書の添付が必須】
 - ・エコチル調査のデータを国外で利用することについての誓約書
 - ・データ廃棄・消去を適切に実施したことの念書（データ取り止め時）
 - ・エコチル調査の非関係者となった年月
- 様式 3-1 成果発表に関する論文投稿前審査申請書
- 様式 10-1 誌上発表（原著論文発表に係る届出）
- 様式 11 誌上発表（原著を引用して論じるものに限る）
- 様式 12 学会発表
- 様式 13 追加調査の外部研究費報告書、公開報告書
- 様式 14 迅速審査
- 様式 15 一般広報
- 様式 16 一般広報（制約のない情報提供の場合）
- 様式 17 報道機関への情報発信（自らマスメディアに情報発信を依頼する場合）
- 様式 18 報道発表時
- 様式 19 報道機関への情報発信（発信された時）

(2) 様式集（Word）

- 様式 1-8 エコチル調査のデータを利用して執筆した論文で学位審査を受ける場合の迅速審査
- 様式 1-9 エコチル調査のデータを利用して執筆した論文で学位取得時の報告書
- 様式 1-10 データ利用申請の決裁に関する委任状
- 様式 2-2 課題申請時の運営委員長への重複調整願書
- 様式 2-3 JECS-Group 回覧結果報告書 ※様式 3-1 に添付
- 様式 3-2 エコチル調査における結果のとりまとめに関するガイダンス

	統計解析チェックシート（自己チェック用）	※様式 3-1 に添付
様式 3-4	類似課題リスト	※様式 3-1 に添付
様式 10-2	和文抄録	※様式 10-1 に添付
雛形	論文発表に係る報道発表	※様式 18 に添付

(3) 様式集 (Excel)

様式 1-1 データ利用者リスト

※ダウンロード方式で配付するデータに関する記録は不要。

※全利用者が 4 歳時固定データまでのデータを廃棄・消去した時点で様式 1-1 は廃止。

様式 1-3 データ配付リスト

※各センターで記録いただくリスト。コアセンター及び環境省より開示を求められる場合がある。

※ダウンロード方式で配付するデータに関する記録は不要。

※全利用者が 4 歳時固定データまでのデータを廃棄・消去した時点で様式 1-3 は廃止。

様式 1-6 固定データ管理簿

※各センターで記録いただくリスト。コアセンター及び環境省より開示を求められる場合がある。

※ダウンロード方式で配付するデータの記録は不要。全利用者が 4 歳時固定データまでのデータを廃棄・消去した時点で様式 1-6 は廃止

様式 3-3 著者・共著者 貢献内容チェックシート ※様式 3-1 に添付

様式 3-5 論文投稿前審査申請前の自己チェックリスト ※様式 3-1 に添付

様式 3-5 参考文献一覧

(4) -1 様式集 (Excel) から独立する様式

様式 2-1 ① 【随時】 アブストラクト申請書

様式 2-1 【参考】 グラフィカルアブストラクト (例)

(4) -2 様式 (Excel) から独立する様式

様式 2-1 ② 【一括】 アブストラクト申請書

様式 2-1 【参考】 グラフィカルアブストラクト (例)

エコチル調査で収集されたデータの利用と成果発表に関する基本ルール

令和8年2月9日改正

令和7年3月3日改正

令和6年12月5日改正

令和4年9月6日改正

令和4年3月1日改正

令和3年12月24日改正

令和3年9月14日改正

令和2年11月17日改定

平成23年2月24日 運営委員会決定

- 本ルールは、エコチル調査関係者が、エコチル調査で収集されたデータを用いて集計・解析を行い、その成果を内外に公表する上での基本的なルールを定める（概要については、別紙1参照）。
- 外部研究者へのデータ共有開始に伴う「外部研究者へのデータ共有開始後の固定データ利用及び研究実施期間等に関する取り決め事項」について、その概要を別紙5に示す。
- 学術としての成果発表（科学コミュニティ向け）に関するものと、広報活動（成果の社会活用、市民向けの広報、地域連絡協議会を含む）等に分けて手続きを整理した。
- 成果発表を行う前の審査には、原著論文の投稿前に行う投稿前審査と、それ以外の迅速審査があることを規定した。
- 迅速審査は、一部の学会発表（追加調査の課題や全国データで原著論文として発表済の課題を地域限定で解析した課題等）と中心仮説に関わる追加調査の外部研究費報告書等、あるいは、大学院生等がエコチル調査のデータを利用して執筆した論文（原著論文としては未発表のもの）で学位審査を受ける場合に対して行う。
- 学会発表可能な条件、必要な手続きについて規定した。
- 原著論文のプレプリントとしての公開を禁止とし、ジャーナルにアクセプトされた後の発表を原則とする。アクセプト後の雑誌又はウェブ上で発表（ウェブ上に最終原稿のPDF等が掲載された場合を含む。）後は、当該論文を引用した論文発表（総説等を含む）、広報活動については、中心仮説如何に拘らず、審査対象とはせず、報告のみとした。
- 審査の必要如何に拘らず、エコチル調査で収集されたデータを用いて集計・解析を行った成果を含むものを発表した後は、原則、報告を行う必要がある。
- エコチル調査関係者以外へのデータ等の提供については、別途、ルールを定めるものとした。

1 用語の定義

【1】成果発表

- 成果発表とは、1) 科学コミュニティ向け学術雑誌における論文発表、学会等における口頭・ポスター発表等の学術的な発表、追加調査の外部研究費報告書等、2) 学術的な内容等についての一般向けの広報（地域運営協議会における情報提供を含む）、3) エコチル調査関係者に限定した会合における学術雑誌や学会等では未発表の成果等の紹介をいう。
- ただし、原著論文として初めて学術雑誌に掲載された際の報道発表については、上記の1) として取り扱う。

【2】データの利用

- データの利用とは、データの閲覧、加工、集計、解析を含む操作をいう。なお、データサーバーに保管されているデータの編集（追加、変更、削除）については、データシステムの操作に関する手順書が別途定められる。データシステム上の個人情報へのアクセスについては、ユニットセンターのメンバー毎にその可否を定める。

【3】中心仮説

- 中心仮説とは、研究計画書「3. 研究目的」の「表1 研究仮説」に示されるものなど、環境中の化学物質への曝露が健康に与える影響に関する仮説、及び、ここから派生する仮説をいう。
- 対象となる環境中の化学物質には、研究計画書「6. 2. (1) 化学物質等」に挙げられているものの他、大気汚染物質など基本計画で分析候補として示されているものを含むものとする。

【4】中心仮説に関わる課題

- 上記で定義された環境中の化学物質への曝露が健康に与える影響に関する仮説を検討することを目的とした課題。

【5】中心仮説に関わらない課題

- 中心仮説に関わる課題以外の課題。プロフィールに関わる課題、全体調査・詳細調査で収集したデータを用いた方法論に関わる課題、曝露についての分析、アウトカム（疾病・症状）についての分析、質問票の実施方法等エコチル調査に関わる考察を行った課題等を含む。

【6】中心仮説相当課題

- 中心仮説に関わらない課題のうち、社会的影響が大きい等の判断を運営委員長又は環境省が行った課題。原著論文の投稿前審査時に判断することを原則とするが、投稿前

審査後に中心仮説相当課題と判断される場合もある。手続きについては、投稿前審査及び論文発表時の報道発表について中心仮説に関わる課題と同様の扱いとする。

【7】プロフィールに関わる課題

○中心仮説に関わらない課題のうち、全体調査・詳細調査で収集したデータの分布を示すことを目的とした課題。アウトカム（疾病・症状）の分布、質問票調査結果の分布、環境中の化学物質の測定法や環境中の化学物質の曝露の分布等を記述した課題を含む。

【8】論文執筆希望リスト

○エコチル調査関係者から提出された原著論文の執筆希望課題（指定課題となったものを除く）を掲載したリスト。重複する課題が掲載されているケースもあり、リストに掲載されても、執筆の優先権は約束されない。

【9】指定課題リスト

○中心仮説に関する課題について論文執筆が予定されているもののうち、運営委員長が、論文執筆者、論文の内容等を指定する課題を掲載したリスト。本リストには、①原著論文の執筆希望課題として提出されたものの中から運営委員長が特に重要と考えて指定する課題、及び、②執筆希望として提出はされないが、運営委員長がエコチル調査として執筆する必要があると考えた課題を掲載する。なお、運営委員長は、執筆者を指名することができる。

【10】論文執筆者

○論文執筆者とは、エコチル調査に関わる課題の論文の執筆を行う者（筆頭著者、論文執筆責任者を含む）をいう。

【11】筆頭著者

○筆頭著者とは、エコチル調査に関わる課題の論文を主として執筆する者をいい、論文投稿の際に、first author となる者をいう。

【12】論文執筆責任者

○論文執筆責任者とは、エコチル調査に関わる課題の論文の構想、データ解析、論文執筆の取りまとめを行う者をいう。本ルールでは、論文執筆責任者と論文投稿の際の Corresponding author が一致することを必ずしも要しない。

【13】固定データ

○固定データとは、全体調査・詳細調査で収集したデータに対して、コアセンターでデータクリーニングを完成させたデータをいう。コアセンターからユニットセンターに配付するデータは原則固定データである。

【14】暫定データ

○暫定データとは、固定データ以外のデータをいう。暫定データを使用した成果発表においては、「暫定データを使用したものである」ことを明記する。

【15】全体調査・詳細調査

○全体調査とは、環境省予算でデータを収集するもので、すべてのユニットセンターにおいて調査対象者全員を対象として実施する調査である。詳細調査とは、全体調査対象者の中から無作為に抽出され承諾を得た約 5000 人を対象として、より詳細な内容について調べる調査である。

【16】追加調査

○追加調査とは、コアセンター、メディカルサポートセンター、ユニットセンター等が独自のあるいは共同した計画、予算に基づいて、調査対象者の一部又は全部を対象として行う調査である。全体調査・詳細調査に影響を与えない範囲で、事前に運営委員長及びコアセンター長の承認を受けて実施される。

○追加調査は、全体調査・詳細調査で収集しない曝露要因又はアウトカムに関する情報の収集又は、全体調査・詳細調査の対象者以外からの情報の収集が研究方法の主要部分を構成することとする。

○追加調査で収集したデータを、主要曝露要因又は主要アウトカムとして解析する課題のみを追加調査の課題として整理する（以下、「追加調査の学術的な発表」という。）。追加調査で収集したデータを共変量としてのみ用いる課題、又は全体調査・詳細調査で収集した曝露要因とアウトカムの関係の解析において付加的に用いた課題については、全体調査・詳細調査の課題として整理する。（以下、「ユニットセンター単位の全体調査・詳細調査のデータを用いた学術的な発表（共変量として追加調査のデータを使用したもの）」という。

【17】エコチル調査関係者

○コアセンター、メディカルサポートセンター、ユニットセンター及び協力医療機関等において、エコチル調査に従事する者をいう。具体的には、エコチル調査において、参加者のリクルート、質問票等の作成などの調査の企画立案、参加率の維持や質問票等の回収率向上のための取組、質問票調査、学童期検査や詳細調査などのユニットセンターにおける調査の実施等に関して、一定の貢献がみられることを各センター長が認めた者をいう。また、データの収集には貢献していないが、ユニットセンター長の責任の下、収集されたデータを用いて論文執筆を行う者も含む。なお、エコチル調査関係者のうち、研究に従事するものをエコチル調査関係研究者と呼ぶ。

- エコチル調査関係者には、大学院生等で各ユニットセンター長が認めた者も含まれる。なお、各種委員会委員はコアセンターの関係者であり、コアセンター長が認めた場合にエコチル調査関係者となる。
- 【4歳時固定データの利用までのルール。6歳時固定データ以降のデータ利用では廃止とする】コアセンター、メディカルサポートセンター、ユニットセンターのそれぞれの長は各センターのエコチル調査関係者の一部が、エコチル調査の固定データを利用する場合、その利用者のみを掲載したデータ利用者リストを作成する（様式1-1）。その際リストには、エコチル調査に関わる期間を明記することとし、異動等により当該メンバーがエコチル調査に従事しなくなった場合には、調査に関わった期間が明らかとなるよう記載し適切に管理するものとする。また、ユニットセンター長は、毎年度コアセンターにそのリストを提出する。

【18】論文の投稿前審査（学術）あるいは投稿前審査（形式）

- 論文の投稿前に運営委員長が行う審査。審査方法は、中心仮説に関わる課題の論文と中心仮説外に関わる課題の論文とで異なる。
- 中心仮説に関わる課題の論文は、学術的な確認を含む審査を行う。中心仮説に関わらない課題の論文は、形式的な確認を原則とする投稿前審査（形式）を行う。ただし、中心仮説に関わらない課題の論文でも社会的影響が大きい等の判断を運営委員長が行った場合には、中心仮説相当課題とし、投稿前審査（学術）を行う。

【19】迅速審査

- 運営委員長とコアセンター長が簡易的に行う審査。簡易なものであるが審査時間には少なくとも7営業日必要であることから、発表（学会の場合は演題登録、学位審査の場合は抄録提出日）の7営業日前までに申請を行い発表前にその承認を得る必要がある。

2 データ利用

2.1 データ利用の原則

- エコチル調査で収集したデータから得られたデータの利用と成果発表に当たっては、子どもの健康と環境要因との関係を明らかにして論文公表するという学術的な目的でデータを活用することを原則とし、その結果、科学の進歩ならびに環境健康施策の推進に資することが期待される。また、学術的な目的以外に、参加者及び地域の関係者の協力を継続的に得るための広報等に活用することが想定される。
- エコチル調査関係者及び環境省（環境リスク評価室の職員（過去、職員だった者を含む）は、本ルールに基づき、全体調査・詳細調査で収集したデータを利用することができる。
- エコチル調査関係者のうち大学に就学中の大学院生等が学業としてエコチル調査のデータを利用した論文執筆（学術雑誌への投稿を前提とする）を希望し、且つ、ユ

ユニットセンター長が認める場合は、データを利用することができる。その場合の利用可能期間の上限は、原則 4 年とするが変更届出で利用期間の延長を行えば追加 2 年（計 6 年）を上限に利用可とする。その場合、エコチル調査関係者である指導教員の責任のもとデータを扱うことを条件とする。

※大学に就学中でない者については、ユニットセンター長、メディカルサポートセンター長及びコアセンター長の判断でエコチル調査関係者並びにデータ利用者として申請することが可能。

- 一方、ユニットセンター等において講義・実習等の教育目的で大学院生及び学部学生等に対して全体調査・詳細調査で収集した一次データを利用させることは、原則として認めない。

2. 2 全体調査・詳細調査で収集した暫定データの利用について

(1) ユニットセンター

- ユニットセンターは、本ルールに基づき、全体調査・詳細調査で自ユニットセンターが収集した暫定データを利用することができる。その際、ユニットセンターが複数のサブユニットないし共同研究機関で構成されている場合の当該ユニットセンター内における暫定データの利用範囲は、当事者間の協議によって定めるものとする。なお、データシステム上で固定前のデータへのアクセス権を設定する必要があるため、その協議結果をコアセンターに届け出るものとする。
- ユニットセンターの日常業務遂行のためのデータの閲覧、加工、集計は常時可能とする。個人情報を含まないデータについては、各ユニットセンターが定めるデータ管理規約に基づいて、ユニットセンター内に設置されるデータシステム端末以外の PC 等に保存してもよい。ただし、データサーバー上の原データとの同一性の担保は、ユニットセンターの責任において行う。データに訂正が必要な箇所を発見した場合には、速やかにコアセンターに連絡する。個人情報を含むデータの管理については、「エコチル調査における個人情報管理に関する基本ルール」に従うものとする。

(2) コアセンター

- コアセンターは、各ユニットセンターが収集した全てのデータをデータクリーニング及び調査の進行状況に関する広報・報告資料の作成等の目的で利用することができる。
- 日常業務遂行のためのデータの閲覧、加工、集計は常時可能とする。

(3) メディカルサポートセンター

- メディカルサポートセンターは、各ユニットセンターが収集した全てのデータをデータクリーニングの目的で利用することができる。
- 日常業務遂行のためのデータの閲覧、集計は常時可能とする。

(4) 環境省

- 環境省大臣官房環境安全課環境リスク評価室の職員は、環境省のエコチル調査事業推進のために必要な場合は、コアセンターを通じて全てのデータを利用することができる。

2. 3 固定データの利用について

2. 3. 1 データ利用の基本的な考え方

- エコチル調査関係者及び環境省（環境リスク評価室の職員（過去、職員だった者を含む））は、本ルールに基づき、各ユニットセンターが収集したデータを含む全体調査・詳細調査で収集した固定データを利用することができる。
- エコチル調査関係者が、データの利用を希望する場合には、それぞれが所属するセンターの長から該当センターのエコチル調査関係者であることの承認を受ける必要がある。所属先のセンター長から関係者である承認を受けた後、データ利用希望者の責任において本人がデータ利用の申請を行いデータへのアクセス権を得る。従来（2020年9月以前）、データが固定されるごとに、利用申請・承認を行ってきたが、データを取り扱う上で遵守すべき事項は固定データごとに同じであるため、エコチル調査のデータの利用について包括的な承認を行うこととする。
- エコチル調査関係者が海外でデータを利用する場合は、日本の研究機関に嘱託研究員や客員研究員等として身分を保有していることを条件に、その身分においてのみ、エコチル調査のデータを利用することを認める。また、論文化した際の論文に記載する所属については、国内の研究機関を記載し海外の機関名を記載しない。さらに、所属機関との知的財産の帰属・利害関係が発生しないように調整可能な場合にのみ論文発表することを認める。「安全保障貿易管理」についても、各機関の取り決めにしたがって適切に実施すること。
- 各センターに関連のある大学に就学中の大学院生等が、学業として論文執筆（追加調査で収集したデータを用いて執筆する論文を含む）にエコチル調査のデータを利用することを希望し、且つ、当該センターのセンター長が認める場合は、指導教員の責任のもと、大学院生等が利用申請等必要な手続きを行いデータのアクセス権を得る。その際、大学院生等の指導教員はエコチル調査関係者、且つ、データ利用者である必要がある。又、大学院生等はエコチル調査関係者として登録する必要がある。大学院生等がエコチル調査のデータを利用して執筆する論文（原著論文として未発表のものを含む）で、学位審査を受ける場合の取り決めについては別紙4に記載する。
- コアセンター等が委嘱する委員会の委員がデータを利用することを希望する場合には、コアセンターのエコチル調査関係者として登録の上、データ利用希望者本人がコアセンター長にデータ利用の申請を行いデータへのアクセス権を得る。

- 環境省リスク評価室の職員（過去、職員だった者を含む）がデータ利用を希望する場合は、環境リスク評価室長及びコアセンター長の下承を得たうえで、コアセンターの関係者として登録の上、データ利用希望者本人がコアセンター長にデータ利用の申請を行いデータへのアクセス権を得る。
- コアセンターは、データ利用の承認を得たエコチル調査関係者に対し、データへのアクセス権を付与する。

2. 3. 2 データ利用に関する申請手続き

(1) データ利用申請

- エコチル調査関係者がデータの利用を希望する場合には、「エコチル調査全体調査・詳細調査で収集したデータ利用に係る手続きについて（コアセンター作成）」に準じて、所属するセンターの長又はその代行者による承認を受ける。そのうえで、データ利用者それぞれがコアセンター長に利用申請を行う。申請書には、利用目的、利用者等を記載するものとする（様式 1-2）。各センターのセンター長の承認は、センター長がその権限を代行者に委任することを認めた場合、代行者による承認を可とする。その場合、データ利用申請の決裁に関する委任状をコアセンターに提出する（様式 1-10）。
- なお、データ利用申請時及びその後 1 年に 1 回ごとの誓約書提出と e-learning の受講を必須とする。
- エコチル調査関係者のうち大学に就学中の大学院生等がデータ利用を希望する場合には、指導教員の責任の下、大学院生等がコアセンター長に利用申請を行う（様式 1-2）。

(2) データ利用に関する審査

- コアセンター長は、データ利用に関する審査の申請があった場合、申請者がエコチル調査関係者であるか否か、利用目的の適切性（「2. 1 データ利用の原則」に記載の目的に用いられるか否か）、宣誓書の内容について確認を行う。
- コアセンター長は、審査終了後速やかに、審査結果を申請者に通知する。また、環境省に報告する。
- 環境省は、必要があると認めるときは、審査結果に対して意見を述べる。

(3) エコチル調査関係者が海外でデータを利用する場合

- エコチル調査関係者が海外でデータを利用する（海外に所属機関を持たない場合を含む）、場合には、コアセンター長に「エコチル調査のデータを国外で利用することについての誓約書（様式 1-2）」を事前に提出する。

2. 3. 3 申請内容の変更の手続き

- データ利用の承認を受けた者がエコチル調査関係者でなくなった場合、データを使用しなくなった場合、又は、利用目的等の申請内容に変更が生じた場合は、所属のセンター長に報告のうえデータ利用者それぞれがコアセンター長に変更届出書を提出する（様式 1-2）。
- データ利用の承認を受けた大学に就学中の大学院生等が、卒業する際にはデータ利用者削除の変更届出を、指導教員の責任の元、大学院生等がコアセンター長に提出する。その際、指導教員は、データを適切に削除したことを確認する（様式 1-2）。一方で、論文作成のための解析過程やログについては、その学生が卒業後には指導教員が論文発表後 10 年間保管し、その後適切に廃棄する。
- 指導教員やデータ利用期間に変更が生じた場合も同様に、変更届出をコアセンター長に提出する。
- 変更内容が、「エコチル調査全体調査・詳細調査で収集したデータ利用の係る手続きについて（コアセンター作成）」に定める事項に該当する場合には、改めて、審査を行う。

2. 3. 4 データ利用の適正管理の確認

- センター長は、自センター内におけるデータの利用状況を把握するとともに、情報の管理を含めて適正にデータ利用が行われるよう管理を行う。
- コアセンター長は、メディカルサポートセンター及びユニットセンターにおけるデータ利用が適正に行われているかについて、定期的に確認を行う。
- 環境省は、コアセンターにおけるデータ利用が適正に行われているか、コアセンターにおけるメディカルサポートセンター及びユニットセンターのデータ利用の管理が適正に行われているか等について、定期的に確認を行う。

2. 4 国際共同研究等における利用

- 運営委員会の承認に基づき、国際共同研究実施に必要な個人情報を含まないデータを当該研究の実施機関に提供することができる。

2. 5 追加調査で収集されたデータの利用

- 運営委員長及びコアセンター長の承認に基づいて実施される追加調査で収集されたデータの利用は、追加調査の実施主体であるユニットセンターに委ねられる。ただし、全体調査・詳細調査で収集されたデータをあわせて利用する場合には、本ルールの規定を遵守することを徹底する。

3 学術的な成果発表の概要

(1) 学術的な成果発表の考え方

- エコチル調査関係者は、本基本ルールに基づき、学術的な成果の発表を行うことができる。

- 全体調査・詳細調査のプロファイルペーパーについては、原則として、コアセンター又はメディカルサポートセンターの研究者が発表する。プロファイルペーパーは、論文投稿前審査、論文発表、報道発表のいずれにおいても中心仮説に関わらない論文として取扱う。
- エコチル調査のデータを利用して執筆する論文については、プレプリントとしての公開は禁止する。
- 論文執筆責任者等は、発表を予定している課題が中心仮説に関わる課題か否かについて疑義がある場合には、アブストラクトの提出前にコアセンターに問合せを行う。
- コアセンターは、論文執筆者から問合せがあった場合には、運営委員長に照会した上で、当該発表が中心仮説に関わる課題か否かについて回答する。
- 論文執筆責任者等は、中心仮説の課題か否かを明らかにしたうえでアブストラクトを提出し、投稿前審査（学術）あるいは投稿前審査（形式）においてその適否の最終判断を受ける。
- なお、運営委員長は中心仮説に関わらない課題の論文であっても、必要があると認められた場合には、中心仮説相当課題に位置付け中心仮説に関わる課題の論文と同様の手続きとすることができる。

(2) 誌上発表の考え方

- 学術的な成果発表については、全体調査・詳細調査で収集した固定後の全国データを用いて査読付き原著論文として誌上発表を最初に行うことを原則とする。
- 全体調査・詳細調査で収集した固定後の全国データを用いて原著論文として誌上発表済の課題（研究テーマ）について、地域特性の観点から一部のユニットセンターのデータに限定して解析を行った課題についても、原著論文による学術的な成果発表を行うことができる。
- ユニットセンターは、追加調査として、全体調査・詳細調査で収集される情報以外の情報を収集し、論文執筆することができる。

(3) 学会発表（口頭・ポスター・集会など）の考え方

- 中心仮説に関する課題、関わらない課題いずれも、4.1.1（7）に定める JECS-Group 回覧を行い、（8）に定める論文投稿前審査で論文投稿が承認され、（9）に定める論文発表に係る届出のうち初回投稿時の届出が完了した課題については、アクセプト前であっても学会発表を行うことができる。ただし、中心仮説に関する課題については、取材を受けることを想定し、報道発表資料（Q&A を含む）を環境省及びコアセンターに抄録提出時に共有することとする。
- 地域特性の観点から一部のユニットセンターに限定して解析を行う課題、及び、疫学・統計学的方法論を検討する課題については、同テーマの課題（主要解析において同一の変数を用いた課題）が、全体調査・詳細調査で収集した固定後の全国データを用いた原著論文として発表済みであれば、当該課題が原著論文として発表前でも、迅

速審査のうえ、学会発表を行うことができる。その際、中心仮説に関わるか否かは問わない。

- 追加調査の課題は、中心仮説に関わる場合は、原著論文発表前であっても初回投稿時の届出が完了した課題であれば、学会発表を行うことができる。抄録提出時に抄録とQ&Aをコアセンター及び環境省に共有することとする。中心仮説に関わらない場合は、原著論文初回投稿時の届出前（執筆中の段階であっても）でも、迅速審査のうえ、学会発表を行うことができる。

(4) 暫定データの取扱

- 固定データを用いた誌上発表を促進するために、全体調査・詳細調査の暫定データを用いた成果発表は原則行わないこととする。¹
- ただし、広報活動に関しては、暫定データを利用した発表は一部可能とする（詳細は別途記載）。
- なお、追加調査の学術発表では、ユニットセンターが独自にデータクリーニングを行った暫定データを使用することができる。

(5) 学術的な成果発表の審査の考え方

- 全体調査・詳細調査で収集したデータを用いた原著論文の投稿時には、事前に運営委員長が行う投稿前審査（学術）あるいは投稿前審査（形式）で承認を受ける必要がある。中心仮説に関わる課題の原著論文（追加調査含む）の審査の場合は、学術専門委員会において行う（投稿前審査（学術））。中心仮説に関わらない課題の原著論文（プロファイルペーパー、追加調査含む）の審査の場合は、ルールの遵守状況等の形式的な確認を原則とする（投稿前審査（形式））。
- ただし、中心仮説に関わらない課題の原著論文でも社会的影響が大きい等の理由で、運営委員長が学術的な審査が必要と判断した場合は、中心仮説相当課題として、投稿前審査（学術）を行う（中心仮説に関わる課題に準じた扱いとする）。

4. 学術的な成果発表における手順・手続き

4. 1 全体調査・詳細調査により収集した全国データを用いた学術発表

4. 1. 1 全体調査・詳細調査により収集した全国データを用いた原著論文による誌上発表

(1) 新たな固定データの提供及び論文執筆希望の公募

¹初回の成果発表に関する基本ルール策定時点で（平成23年2月24日）は、固定されたデータが限られていたため中心仮説に関わらない場合に限り、ユニットセンター毎の暫定データを用いた学会発表及び一般広報については迅速審査で承認された場合には認められていたが、固定データの整理・配付が進んだことを踏まえ、改定（令和2年11月17日）で方針を転換。

○コアセンターは、あらかじめエコチル調査関係者に対して全体調査・詳細調査で収集したデータに関するデータクリーニングと固定データの配付スケジュール及び、固定データの内容を示す。固定データは、各センターにてそのデータ（新たに追加されたデータ項目）を用いて論文の執筆を希望するデータ利用の承認を受けた者に対して配付する。

(2) 執筆を希望する論文のアブストラクトの提出

○論文執筆希望者は、新たに固定データが配付された後、一定期間内（3か月を想定）に、配付されたデータ項目を用いて原著論文の執筆を希望する課題のアブストラクトをコアセンターに提出する（プロファイルに関わる課題を除く）（様式2-1）。アブストラクトには、目的、方法（仮説（解析対象、曝露要因、アウトカム（いつ時点のどのように定義したものか）等）、使用するデータ、統計学的な処理方法）、結果（調整前解析の結果や原著論文として発表の際に掲載予定の図表のイメージなど）を含めて記載する。

※その後、当該論文掲載までに、当該論文の趣旨に変更がない範囲で図表等の修正が行われることはありうる。

○運営委員長は、中心仮説に関わらない課題であっても投稿前審査時に中心仮説に関わる課題と同様の取り扱いを行う必要があると判断した場合は、中心仮説相当課題と整理し、審査結果の通知の際にその旨を申請者に伝える。

(3) 指定論文リストの作成

○運営委員長は、エコチル調査関係者から提出された原著論文の中心仮説に関わる執筆希望課題の中から、特に重要と考えられる課題を指定し、執筆者を指名する。

○執筆希望が重複している場合、運営委員長は、論文のテーマ及び論文執筆責任者を調整する。

○運営委員長は、エコチル調査関係者から提出されていない課題について、エコチル調査の成果として発表することが必要な課題については、執筆者を指名した上で、原著論文の執筆を依頼することができる。また、当該課題については指定課題リストに追加する。

○コアセンターは、指定課題リストを作成する。

(4) 論文執筆希望リストの作成と重複の調整について

○コアセンターは、論文執筆希望者から提出された課題を一覧できる論文執筆希望リスト（指定課題を除く）を作成する。

○執筆希望課題を提出した者は、指定課題リスト、論文執筆希望リスト及び発表済論文リストに掲載されている課題との重複を確認し、重複の可能性がある場合には、論文執筆希望者間で調整することができる（推奨）。調整が整わず、

運営委員長による調整を希望する場合は、運営委員長に調整を希望する課題を明確に記載した調整願書を提出する（様式 2-2）。

- 論文執筆希望者からの調整願書が提出された場合、運営委員長は、筆頭著者となる者のエコチル調査への貢献度を勘案した上で、執筆の優先権を決定する（必要に応じて専門性を考慮）。エコチル調査への貢献度から判断できない場合には、くじ引き等による判断（無作為による決定）もあり得る。
- ただし、運営委員長は、調整願書に記載のある調整希望の課題以外にも、論文執筆希望リストに重複する課題があるかについて判断を行う責務を負わない。
- 課題間で重複があるにもかかわらず、運営委員長に調整願書が提出されない場合は J ECS-Group 回覧の申請が早い論文執筆者を優先する。なお、この場合の重複の判断は、当該論文の執筆者間の判断（重複しているという見解の一致）を意味する。

(5) 執筆希望課題の随時募集について

- 論文執筆希望リストの初回の提示から一定期間が経過した後は、随時、執筆を希望する論文のアブストラクトをコアセンターに提出することができる（様式 2-1）。ただし、先行して提示されている指定課題リスト及び論文執筆希望リストに掲載されている内容と重複する課題を提出することはできない。
- 随時の提出のタイミングが同日であった課題間に重複があった場合の取扱は、(4) に準ずる。

(6) 論文執筆の優先権について

- 論文執筆希望リストに掲載された課題については、当該論文執筆希望者が、一定期間（論文執筆希望リストに掲載後 2 年間）、優先執筆権を有することとする。なお、論文執筆希望リスト内では、リストへの掲載が早い日付の課題が執筆の優先権を有する。
- 各センターは、同センター所属のエコチル調査関係者が執筆責任者として執筆優先権を有する課題に重複が考えられる課題を J ECS-Group 回覧で確認した場合は、当該論文の著者に重複の可能性を指摘するとともにコアセンターに連絡することができる（重複の確認は、コアセンターではなく、執筆優先権を有する者の責任において実施）。
- コアセンターは連絡内容について運営委員長に連絡し、運営委員長及びコアセンター長は、当該論文の投稿の可否を決定する。
- なお、指定課題リストや論文執筆希望リストに掲載されている課題間に重複があった場合、各リスト上に登録された日付の早い課題の順で執筆の優先権を有する。
- 指定課題については、執筆の優先権を有する期間を設定しないがコアセンターは進捗状況を管理し、進捗が遅い場合は執筆責任者に執筆状況の確認を行う。

(7) JECS-Group 回覧について

- 論文執筆責任者は、指定課題リスト又は論文執筆希望リストに掲載された課題の論文執筆が完成した段階で JECS-Group 回覧を開始する。
- JECS-Group 回覧では、各センターは、指定課題リスト及び論文執筆希望リストに掲載されている課題との重複について確認を行い、他に執筆の優先権を有している論文と重複していると認められる場合には、コアセンターに連絡することができる。また、各ユニットセンターは、回覧されている論文の内容について助言も行うことができる。
- 重複の確認は、優先執筆権を有する者の責任において実施する（コアセンターの責任では行わない）。
- 重複の場合の取扱については、前述の（6）を参照。
- 論文執筆責任者は、JECS-Group 回覧において承認された場合には、その旨をコアセンターに報告する（修正を行った場合には、修正版とともに報告する）。
※論文執筆責任者が、回覧結果の取りまとめを行う。
- JECS-Group 回覧において助言があった場合には、論文執筆責任者は、助言を踏まえた対応について、論文投稿前審査の審査時にその理由を付して報告すること。
- JECS-Group 回覧の方法は、別途定める。

(8) 論文投稿前審査について

- 論文執筆責任者は、JECS-Group 回覧で承認された論文について学術雑誌への投稿前に、投稿前審査の申請を運営委員長に対して行う（様式 3-1）。
- 運営委員長は、中心仮説に関わる課題について投稿前審査（学術）を行う。投稿前審査（学術）では、運営委員長から負託された者が学術専門委員会に諮問を行い、論文執筆者が使用したデータ及び解析計画の適正性について確認を行った上で、必要に応じて、助言又は修正等を論文執筆責任者に伝達する。修正等を踏まえて、申請内容が適正と認められた場合には、運営委員長は申請を承認する。なお、プロファイルペーパーについては、中心仮説に関わらない課題の論文と同様に審査を行う。
- 運営委員長は、中心仮説に関わらない課題について投稿前審査（形式）を行う。運営委員長から負託された者が、論文の謝辞等の形式がエコチル調査で求められるものとなっているか等、形式的な確認を中心に行い修正が必要な場合は論文執筆責任者に伝達する。論文の形式等の確認で問題ないと判断した時点で、コアセンターはその結果を運営委員長に報告し疑義がなければ運営委員長は承認する。
- 投稿前審査では、データ利用申請時の利用目的にかなう論文の内容であるかについても、併せて確認を行う。

- 運営委員長は、エコチル調査の運用実施上論文としてその内容が不適切と考えた場合には、論文投稿を承認しないことができる。
- 論文発表の審査の方法は、別途定める。

(9) 論文発表に係る届出

- 論文執筆責任者は、JECS-group 回覧及び投稿前審査において承認を得た場合には、初回論文投稿時、アクセプト時、掲載時（オンライン掲載・雑誌掲載のうちより早い段階）にコアセンターが作成する電子フォームにより、環境省及びコアセンターに該当時より 7 営業日以内に届出を行う（様式 10）。なお、投稿先からの指摘等を受けて論文の主要アウトカムや曝露要因が変わってきた場合等、投稿前審査の承認時から内容に大幅な変更があった際は、変更に関する届出を行う。
- 環境省に提出された電子フォームについては、コアセンターにシステムを通じて、情報共有を行うものとする。
- コアセンターは、執筆責任者から論文発表に係る届出があった場合には、当該論文について、論文執筆希望リストに進捗状況を更新する。

(10) 報道発表

- エコチル調査は、国家プロジェクトとして長期的な追跡を行う大規模な疫学調査であり、その成果を社会に還元していくことが求められている。このため、調査の成果について国民に正しくわかりやすく伝えることが重要であることから、論文の報道発表については以下の取り扱いとする。
- 中心仮説に関わる課題の原著論文については、すべて報道発表することとする。その際、環境省及びコアセンターに初回論文投稿後 10 営業日以内に報道発表資料（素案：広報部門等と調整を行っていない論文執筆者が作成したものを想定）を提出するとともに、アクセプト後直ちに環境省及びコアセンターにメールでアクセプトされた旨の一報を入れたうえでアクセプト後速やかに報道発表資料（案：広報部門等と調整を行ったもの、Q&A も含む）を提出・協議する（雛形）。全体調査・詳細調査により収集した全国データを用いた中心仮説に関する課題の原著論文の発表時には、当該論文の執筆責任者が所属する機関において報道発表を行うことを原則とし、報道機関からの問合せについても、論文執筆責任者が所属する機関において対応する。ユニットセンター又はメディカルサポートセンターが、コアセンターと共同で執筆した原著論文については、両方の機関で報道発表を行い、報道機関からの問合せには、論文執筆責任者が所属する機関が対応する。報道発表資料の確定版は、発表前に環境省及びコアセンターに共有する。なお、発表時期については論文掲載後とする。
- 中心仮説に関わらない課題の原著論文発表（プロファイルペーパーを含む）については、論文執筆責任者が所属する機関の判断により、必要に応じて、報道

発表を行う。報道発表の内容については、原則として、報道発表を行う機関の判断により決定する。ただし、論文執筆責任者が所属する機関が報道発表を予定していない場合でも、運営委員長又は環境省が必要と認める場合には、報道発表を求めることがある（中心仮説相当課題以外でも、報道発表を求めることがある）。運営委員長又は環境省が報道発表を必要と認める場合には、論文投稿後10営業日以内（論文投稿後に要請時は要請後10営業日以内）に報道発表資料（素案：広報部門等と調整を行っていない論文執筆者が作成したものを想定）を環境省及びコアセンターに提出するとともに、アクセプト後直ちに環境省及びコアセンターにメールでアクセプトされた旨の一報を入れたうえでアクセプト速やかに報道発表資料（案：広報部門等と調整を行ったもの、Q&A含む）を提出・協議する（雛形）。報道発表資料の確定版は、発表前に環境省及びコアセンターに共有する。また、報道機関からの問合せについても、論文執筆責任者が所属する機関において対応する。なお、発表時期については、ジャーナルの規定する公開日以降とする。

- 中心仮説相当課題については、原則として、報道発表を行うこととし、中心仮説に関わる課題と同様の手続を行う。
- 報道発表時の事前協議の如何に関わらず報道発表を行った場合は、発表後7営業日以内に環境省及びコアセンターに報告を行う（様式18）。

4. 1. 2 全体調査・詳細調査により収集した全国データを用いた原著論文を引用して執筆する誌上発表

- エコチル調査関係者が、原著論文として既に発表されている内容を引用した総説等（疫学・統計学的方法論を検討した原著論文を含む）を発表する場合は、掲載後7営業日以内に、掲載された論文等を添付のうえ環境省及びコアセンターに報告を行う（様式11）。

4. 1. 3 全体調査・詳細調査により収集した全国データを用いた学会発表（口頭、ポスター、集会）

（1）誌上発表の内容の範囲での学会発表

- 初回投稿時の届出が完了した課題であれば学会発表可能であるが、中心仮説課題の場合は、抄録提出時に報道発表資料（Q&Aを含む）を環境省及びコアセンターに共有する。

（2）誌上発表を伴わない学会発表

- 広報活動において使用可能なデータ（「5. 広報」に記載）であっても、全国データを用いた学会発表を行うことは原則として出来ない。

（3）学会発表の報告

○学会発表を行う者は、学会発表後7営業日以内に環境省及びコアセンターに報告を行う（様式12）。

4. 2 全体調査・詳細調査により収集した全国データのうち一部のユニットセンターに限定したデータを用いた成果発表

4. 2. 1 全体調査・詳細調査（一部のユニットセンターに限定したデータ）の原著論文による誌上発表

○地域特性の観点から一部のユニットセンターに限定してデータ解析を行う課題については、同テーマの課題（主要解析において同一の変数を用いた課題）が、全体調査・詳細調査で収集した固定後の全国データを用いた原著論文として発表済みであれば、原著論文による成果発表を行うことができる。

○なお、追加調査で収集したデータを共変量としてのみ用いる課題や、全体調査・詳細調査で収集した曝露要因とアウトカムの関係の解析において付加的に使用した課題の発表については、追加調査としての課題発表とはせず、全体調査・詳細調査としての課題発表として取り扱う。（4. 3参照）

○固定後の全国データから一部のユニットセンターに限定したデータにより解析し原著論文として発表を希望する場合、執筆希望者は、全国データを用いた研究テーマの論文（先行論文）が発表された後に、アブストラクトと先行論文の発表論文をコアセンターに提出する。コアセンターは、提出された執筆の希望内容が、既に全国データを用いて発表されているかを確認し、その結果を執筆希望者に通知する。コアセンターは、全国データを用いた論文が発表済であることが確認された場合は一部のユニットセンターに限定したデータを用いる執筆希望課題を論文執筆希望リストに掲載する。

○その後、論文が完成したら論文投稿前審査の申請を行う（J ECS-Group 回覧は不要）。その手続きは、「全体調査・詳細調査により収集した全国データを用いた原著論文による誌上発表（4. 1. 1（8））」に準じる。

(1) 論文発表に係る届出

○「4. 1. 1（9）」に準じる。

(2) 報道発表

○中心仮説か否かに関わらず論文執筆責任者が所属する機関の判断により、必要に応じて、報道発表を行う。報道発表の内容については、環境省及びコアセンターが定めるガイドラインを踏まえて、原則として、報道発表を行う機関の判断により決定する。

○ただし、論文執筆責任者が所属する機関が報道発表を予定していない場合でも、運営委員長又は環境省が必要と認める場合には、報道発表を求めることがあり、その内容について協議を行う。協議を行う場合には、論文投稿後10営業日以

内（論文投稿後に要請された場合は、要請後10営業日以内）に報道発表資料（素案：広報部門等と調整を行っていない論文執筆者が作成したものを想定）を提出するとともに、アクセプト後直ちに環境省及びコアセンターにメールでアクセプトされた旨の一報を入れたうえでアクセプト後速やかに報道発表資料（案：広報部門等と調整を行ったもの）を提出・協議する（雛形）。報道発表資料の確定版は、発表前に環境省及びコアセンターに共有する。また、報道機関からの問合せについても、論文執筆責任者が所属する機関において対応する。

論文アクセプト前に中心仮説に関わる課題の学会発表を行う場合は、取材対応を想定し、報道発表資料（Q&A・素案）を事前に環境省とコアセンターに共有すること。中心仮説に関わらない課題の場合は、運営委員長又は環境省が必要と認める場合には、報道発表資料（素案）を運営委員長又は環境省の求めに応じ提出する。

- 公開時期については、中心仮説に関わる課題の論文については、論文掲載後とし、中心仮説に関わらない課題の論文については、ジャーナルの規定する公開日以降とする。
- 報道発表時の事前協議の如何に関わらず報道発表を行った場合は、発表後7営業日以内に環境省及びコアセンターに報告を行う（様式18）。

4. 2. 2 全体調査・詳細調査（一部のユニットセンターに限定したデータ）の原著論文を引用した誌上発表

- 「4. 1. 2」に準ずる。

4. 2. 3 全体調査・詳細調査（一部のユニットセンターに限定したデータ）の学会発表

- 追加調査で収集したデータを共変量として使用する場合を含む。（4. 3参照）
- 地域特性の観点から一部のユニットセンターに限定したデータを用いて解析を行う課題は、同テーマの課題（主要解析において同一の変数を用いた課題）が、全体調査・詳細調査で収集した固定後の全国データを用いた原著論文として発表済であれば、迅速審査のうえ学会において発表することができる（当該論文を引用して発表することを原則とする）。その際、論文執筆の進捗状況を問わない（投稿前審査申請前、投稿前審査承認、論文投稿中、アクセプト等の幅を問わないということ）。なお、学会発表を希望する場合、演題登録7営業日前までに、コアセンターに審査の申請を行い、承認を得る必要がある（様式14）。コアセンターは、迅速審査を行い、発表の可否を申請者に返却する。
- 広報（5. 1参照）において発表可能なユニットセンター単位の質問票の情報の単純集計結果（詳細調査の問診票に含まれる項目を含む）や、実務担当者WEB会議で毎月報告しているユニットセンター別質問票調査実施状況等についても、発表することができる（条件等も（5. 1参照）に準じる）。これらの発表において、

- 参考として全国の値や平均値を掲載すること、ユニットセンター名を記載しないことを条件に当該ユニットセンター以外のセンターの値を記載することを認める。
- 迅速審査が必要かどうかに関わらず、全ての発表後7営業日以内に、環境省及びコアセンターに報告を行う必要がある（様式12）。

4. 3 追加調査の取扱

- 主要アウトカム、主要曝露要因のいずれか、又は両方を追加調査で収集した課題（全体調査・詳細調査では課題としてあげることが不可能なもの）は、追加調査として成果発表できるものとする。
- 追加調査の成果発表において、論文執筆者（又は所属センター）が独自にデータクリーニングを行ったものについては、暫定データの使用を認める。
- 全国データを用いた原著論文が発表された後に、地域特性の観点から一部のユニットセンターに限定したデータを用いて解析を行う場合、追加調査で収集したデータを共変量として用いる課題については、追加調査の課題としては扱わず、全体調査・詳細調査の課題として扱う。

4. 3. 1 追加調査の実施の可否の判断

(1) 追加調査の実施に関する手続き

- 追加調査の実施にあたっては、エコチル調査に影響を与えないかを確認する必要があるため、追加調査の実施を希望するエコチル調査関係者は運営委員長及びコアセンター長に承認申請（「子どもの健康と環境に関する全国調査における追加調査の承認審査について（令和2年9月30日運営委員会改定）」に準じる）を行う。申請が提出された場合には、学術専門委員会において審査を行う。
- 運営委員長及びコアセンター長が追加調査の実施を承認した際には、その結果を申請者に通知するとともに、環境省に報告する。
- 環境省は、必要があると認めるときは、審査結果に対して意見を述べる。
- 各センターは、追加調査に伴う参加者の負担を把握するために、追加調査の実施状況を把握する。コアセンターは、追加調査の承認（及び実施）状況を示したリストを作成する。その際、追加調査と、収集したデータを用いた論文を紐付けするため、追加調査ごとに付番を行う。

(2) 申請内容の変更の手続き

- 追加調査を実施するセンターの長は、承認された追加調査の内容に変更があった場合は、運営委員長及びコアセンター長に変更届出書を提出する。
- 運営委員長及びコアセンター長は、変更内容に応じて所要の審査を行う。

4. 3. 2 追加調査の誌上発表

(1) 追加調査の誌上発表の審査・届出

- 執筆希望リストへのアブストラクトの掲載は不要とする。
- 重複を排除する必要はないため、JECS-group 回覧は行わない。
- 論文投稿時の論文投稿前審査については、全体調査・詳細調査に準じる。
- コアセンターは、投稿前審査の申請時から追加調査の論文発表について、追加調査の実施の承認との紐付けを行った上で、リストを作成する。
- 論文発表に係る届出に関しては全体調査・詳細調査に準じる（4. 1. 1 (9)）

(2) 報道発表

- 「4. 2. 1 (2)」に準じる。

4. 3. 3 追加調査の原著論文を引用して執筆する誌上発表

- 「4. 1. 2」に準じる。

4. 3. 4 追加調査の学会発表

- 中心仮説に関する課題については、原著論文の初回投稿時の届出が完了済みであれば、発表することができる。迅速審査は不要であるが、抄録提出時に抄録と Q & A を環境省とコアセンターに共有する。
- 中心仮説に関わらない課題については、原著論文で未発表の成果を含むものであっても論文の進捗状況を問わず、迅速審査で承認を得た後に発表することができる。迅速審査については、学会の演題登録の 7 営業日前までにコアセンターに審査の申請を行い、承認を得る必要がある（様式 14）。
- 迅速審査を行うか否かに関わらず、学会発表後の 7 営業日以内に、環境省及びコアセンターに報告を行う（様式 12）。

4. 3. 5 追加調査の外部研究費報告書、公開報告書

- 追加調査の外部研究費報告書及び公開報告会等の資料については、中心仮説に関わる課題で原著論文が未発表の場合、迅速審査の対象とする。迅速審査については、報告を予定する 7 営業日前までにコアセンターに審査の申請を行い、承認を得る必要がある（様式 14）。
- 迅速審査を行うか否かに関わらず、外部研究費報告書の提出及び公開報告会での報告後の 7 営業日以内に、環境省及びコアセンターに報告を行う（中心仮説に関わらない課題は報告のみ）（様式 13）。

4. 4 その他の学術発表に関する事項

- 論文の著者・共著者、謝辞の記載等の「学術発表にあたっての留意事項」については、別途定める（全国データを用いた論文については、JECS としての発表であるこ

とが分かるように、タイトルに JECS を入れるとともに、謝辞にエコチル調査の予算を使用したことを記載する)。

5 広報

5. 1 地域連絡協議会、参加者・地域向けの広報等の一般広報

(1) 幅広く情報が周知される場合の取扱い

- 原著論文で発表済みの成果を用いることを基本とする（暫定データを使用した成果発表においては、「暫定データを使用したものである」ことを明記する。）。
- 調査地域の協力医療機関、自治体、保健所、学校等への情報共有は「参加者・地域向けの広報」に含む。
- 広報において、ユニットセンター単位の質問票の情報（詳細調査及び学童期検査の問診票に含まれる項目²を含む）の単純集計する場合には、暫定データを用いることができる。ただし、実施中の調査に影響を与える事項の集計結果の公表を避けるために、質問票の単純集計は、質問票の最終配布後6か月以降の結果を用いることとし（質問票の最終配布から6か月経過していない結果の使用は禁止）、詳細調査の問診票に含まれる項目の単純集計は、該当する年齢の詳細調査が全て終了した後の結果を用いることとする（該当する年齢の詳細調査が終了していない結果の使用は禁止）。
- 固定データに関わる UC（及び SUC）単位での単純集計と、全体での単純集計を行うことができる。ただし、固定データの単純集計については、固定後2年以上経過したものに限り³。
- クロス集計については、原則として認められない。ただし、背景集団別の回収率、性別及び年齢と質問票の各項目とのクロス集計に限り行うことができる。
- 実務担当者 WEB 会議で毎月報告している①ユニットセンター別質問票調査実施状況、②詳細調査進捗状況、③参加者ステータス表の子ども、母親、父親に関しては当該ユニットセンターの値に時点を明記のうえ、使用することができる。
- 実務担当者 WEB 会議で毎月報告している上記について、全国の値や平均値についても掲載することを可能とする。当該ユニットセンター以外のセンターの値については、ユニットセンター名を記載しないことを条件に記載することを認める。
- 今後、実務担当者 WEB 会議の資料として追加で掲載された事項については、上記の集計値の取り扱いと同等とする（乳歯調査、学童期検査等の値等を想定）。
- これらについては、迅速審査の対象ではないが、公表の可否に疑義がある場合には、コアセンターに相談する。

² 詳細調査の問診票に含まれる項目とは、「外用局所麻酔剤使用状況」、「採血実施状況」、「採血時の啼泣」、「採血に関する満足度（保護者アンケート）結果」等を指す。

³ 全国データについて、プロファイル論文執筆申請がある場合、論文公開前は不可とする。プロファイル論文執筆申請があり公開前の場合でも、所属 UC データの単純集計なら可とする。

- 広報を行った場合に発表者は、発表後 7 営業日以内に環境省及びコアセンターに報告を行う（様式 15）。
- エコチル調査で収集したデータを利用した成果を発表しないイベント等の広報については、本ルールに基づく報告は不要であるが、別途、環境省から照会することがある。
- 大学・大学院・専門学校（非常勤含む）での講義は、エコチル調査の概要及び発表済み成果を取り扱う場合においては報告不要とする。

(2) 地域連絡協議会等において情報の管理を行うことができる場合の取扱

- 後述する「6 エコチル調査関係者のみの会合（中心仮説ワークショップ）等の一般には公開されない会議等での取扱」と同様の対応を行う場合に限り、上記で使用を認められていない情報を用いることができる。
- その場合、発表後 7 営業日以内に環境省及びコアセンターに報告を行う（様式 16）。
- 地域連絡協議会のように公開されていない会議等であっても、報道関係者が参加している場合には、慎重に対応する。

5. 2 報道機関への情報発信

5. 2. 1 自らマスメディアに情報発信を依頼する場合（論文掲載時の報道発表を除く）

- 公表資料（環境省のエコチル調査HPへの記載内容等）及び原著論文を引用するものに限り、行うことができる。
- 報道機関に依頼して情報発信する場合には、環境省及びコアセンターに 7 営業日以内に報告を行う（様式 17）。

5. 2. 2 取材を受けた場合

- 取材を受ける場合として、原著論文の報道発表に紐づく取材とそれ以外がある。
- いずれの場合も報道機関に情報発信する場合は環境省及びコアセンターに情報提供を行う。特に、原著論文発表時に、報道機関から取材があった場合には、環境省及びコアセンターに迅速にメールにて取材内容について連絡を行う。
- 情報発信に用いるデータは、原則として、発表済みのものに限る。
- 取材後に記事の掲載等マスメディアに発信された場合は、環境省及びコアセンターに掲載確認後 7 日以内に報告を行う（様式 19）。
- 原著論文発表時の報道機関による取材後の掲載の場合には、特に迅速に連絡を行う（様式 19）。
- 掲載内容に事実相違があった場合は、環境省及びコアセンターに迅速にメールにて連絡を行う。

5. 2. 3 取材がなくマスメディアに発信されているのを確認した場合

○取材は受けていないが、執筆した論文を引用した内容の記事等の情報がマスメディアに発信されていることを確認した場合は、7営業日以内に環境省及びコアセンターに報告を行う（様式19）。

○掲載内容に事実相違があった場合は、環境省及びコアセンターに迅速にメールにて連絡を行う。

6 エコチル調査関係者のみの会合（中心仮説ワークショップ）等の一般には公開されない会議等での取扱

○中心仮説ワークショップ等エコチル調査関係者のみが参加対象となる一般には公開されない会議においては、原著論文として公表されていない分析についても、必要に応じてその会議等への出席者で共有することができる。

○ただし、分析結果が会議等への出席者以外に共有されないよう所要の取り扱いを行う。

○発表者が、会議等の参加者に対して、その会議等以外の場で参加者以外に情報を提供してはならないという説明を徹底することを条件に、審査、報告等の手続きを設けない。

7 質問票の集計データの公表

○エコチル調査収集したデータは、誌上発表を行うものではない場合でも、集計公表することにより、大きな価値を有するものがある。コアセンターは、適宜、質問票の集計データを公表することとする。

成果発表の整理表

1. 学術発表

(1) 中心仮説に関する成果発表 (アクションパスポートからの申請)

	誌上発表				学会発表(口頭、ポスター、集会)						追加調査の外部研究費報告書、公開報告会	
	原著(引用元になる初出の成果)			その他(原著を引用して論じるものに限る)	原著(未発表の成果を含む)			Aに該当する全国データを使用した論文発表後、地域性等の考察		原著を引用して発表するものに限る		
	投稿前	投稿時等	報道発表		投稿前	投稿後(初回届出完了後)	発表後	発表前	発表後	発表後	発表前	発表後
A 全体調査・詳細調査(全国データ)(固定データ)	投稿前審査(学術)	届出	報告 ※3	報告	禁止	可 ※4	報告	/		報告	/	
B 全体調査・詳細調査(UC 単位)(固定データ)※1	投稿前審査(学術)	届出	報告 ※3	報告	禁止 ※5			迅速審査	報告	報告	/	
C 全体調査・詳細調査(UC 単位)(暫定データ)	禁止	/	/	/	禁止 ※5			/		/		
D 追加調査(UC 単位)※2	投稿前審査(学術)	届出	報告 ※3	報告	禁止	可 ※4	報告	/		報告	迅速審査	報告

(2) 中心仮説に関わらない成果発表 (アクションパスポートからの申請)

	誌上発表				学会発表(口頭、ポスター、集会)						追加調査の外部研究費報告書、公開報告会	
	原著(引用元になる初出の成果)			その他(原著を引用して論じるものに限る)	原著(未発表の成果を含む)			Aに該当する全国データを使用した論文発表後、地域性等の考察		原著を引用して発表するものに限る		
	投稿前	投稿時等	報道発表		投稿前	投稿後(初回届出完了後)	発表後	発表前	発表後	発表後	発表前	発表後
A 全体調査・詳細調査(全国データ)(固定データ)	投稿前審査(形式)	届出	報告 ※3	報告	禁止	可 ※4	報告	/		報告	/	
B 全体調査・詳細調査(UC 単位)(固定データ)※1	投稿前審査(形式)	届出	報告 ※3	報告	禁止 ※5			迅速審査	報告	報告	/	
C 全体調査・詳細調査(UC 単位)(暫定データ)	禁止	/	/	/	禁止 ※5			/		/		
D 追加調査(UC 単位)※2	投稿前審査(形式)	届出	報告 ※3	報告	迅速審査	迅速審査	報告	/		報告	/	報告

- ※1 共変数として追加調査のデータを用いたものを含む
- ※2 追加で収集したデータを主要アウトカム又はばく露要因とした課題のみを追加調査として発表できるものとする(両者が全体調査で収集されたものについては、まずは、全国データでの論文執筆を求める)。なお、論文執筆者(又は所属ユニットセンター)がデータクリーニングを行ったものに限り、暫定データを使用可能(投稿前審査(形式)で使用の可否を審査)。
- ※3 中心仮説に関する「A 全体調査・詳細調査(全国データ)(固定データ)」の報道発表時及びそれ以外で運営委員長又は環境省から発表の要請があった場合の報道発表時は事前の協議を必要とする。
- ※4 原則禁止であるが、初回投稿時の届出が完了した課題については学会発表を可能とする。発表後には報告を行うこと(様式12)。
- ※5 質問票の単純集計等は、一般広報で発表を認められている範囲であれば、手続きは「報告」で発表可能。

(用語について)

投稿前審査(学術): 発表前に申請し、発表内容が審査されるもの(学術専門委員会に発表内容を諮問した結果を踏まえて審査を実施)

投稿前審査(形式): 発表前に申請し、発表内容が審査されるもの(コアセンターで形式の審査を実施)

届出: 論文初回投稿時、アクセプト時、掲載時のそれぞれの時点より7営業日以内に届出

報告: 事後(公表後)7営業日以内に報告

迅速審査: 発表予定日(学会発表の場合は演題登録)の7営業日前までに申請を行い発表前にその承認を得る。

協議: 事前の相談、協議(中心仮説外については、環境省のみ)

禁止: 禁止するもの、斜線: 該当なし

(3) 学位論文を執筆する際の成果発表

1) 原著論文がアクセプト後の論文を学位論文とする場合の扱い

	学位審査	学位審査	学位取得時	学位論文の公表 ^{※6}
	中間	最終		
A 全体調査・詳細調査(全国データ)(固定データ)	手続き不要	手続き不要	報告 ^{※7}	手続き不要
B 全体調査・詳細調査(UC 単位)(固定データ)	手続き不要	手続き不要	報告 ^{※7}	手続き不要
C 全体調査・詳細調査(UC 単位)(暫定データ)	禁止	禁止	禁止	
D 追加調査(UC 単位)	手続き不要	手続き不要	報告 ^{※7}	手続き不要

2) 原著論文がアクセプト前の論文を学位論文とする場合の扱い

	学位審査	学位審査	学位取得時	学位論文の公表 ^{※6}
	中間 ^{※8}	最終 ^{※9}		
A 全体調査・詳細調査(全国データ)(固定データ)	迅速審査 ^{※10}	迅速審査 ^{※10}	報告 ^{※7}	手続き不要
B 全体調査・詳細調査(UC 単位)(固定データ) ^{※11}	迅速審査 ^{※10}	迅速審査 ^{※10}	報告 ^{※7}	手続き不要
C 全体調査・詳細調査(UC 単位)(暫定データ)	禁止	禁止	禁止	
D 追加調査(UC 単位)	迅速審査 ^{※10}	迅速審査 ^{※10}	報告 ^{※7}	手続き不要

※6 学位論文の公表は、原著論文としてアクセプトされたジャーナルの規定する公開可能日以降とする(手続き不要)。それまでは、如何なる発表(公表)も不可。

※7 学位取得時は、取得後7営業日以内にメールで環境省及びコアセンターに報告を行う(様式1-9、他添付資料不要)。

※8 学位審査(中間)は、論文投稿前審査承認前でも受けることは可能。

※9 学位審査(最終)は、論文投稿前審査の承認が終了していることが必須。

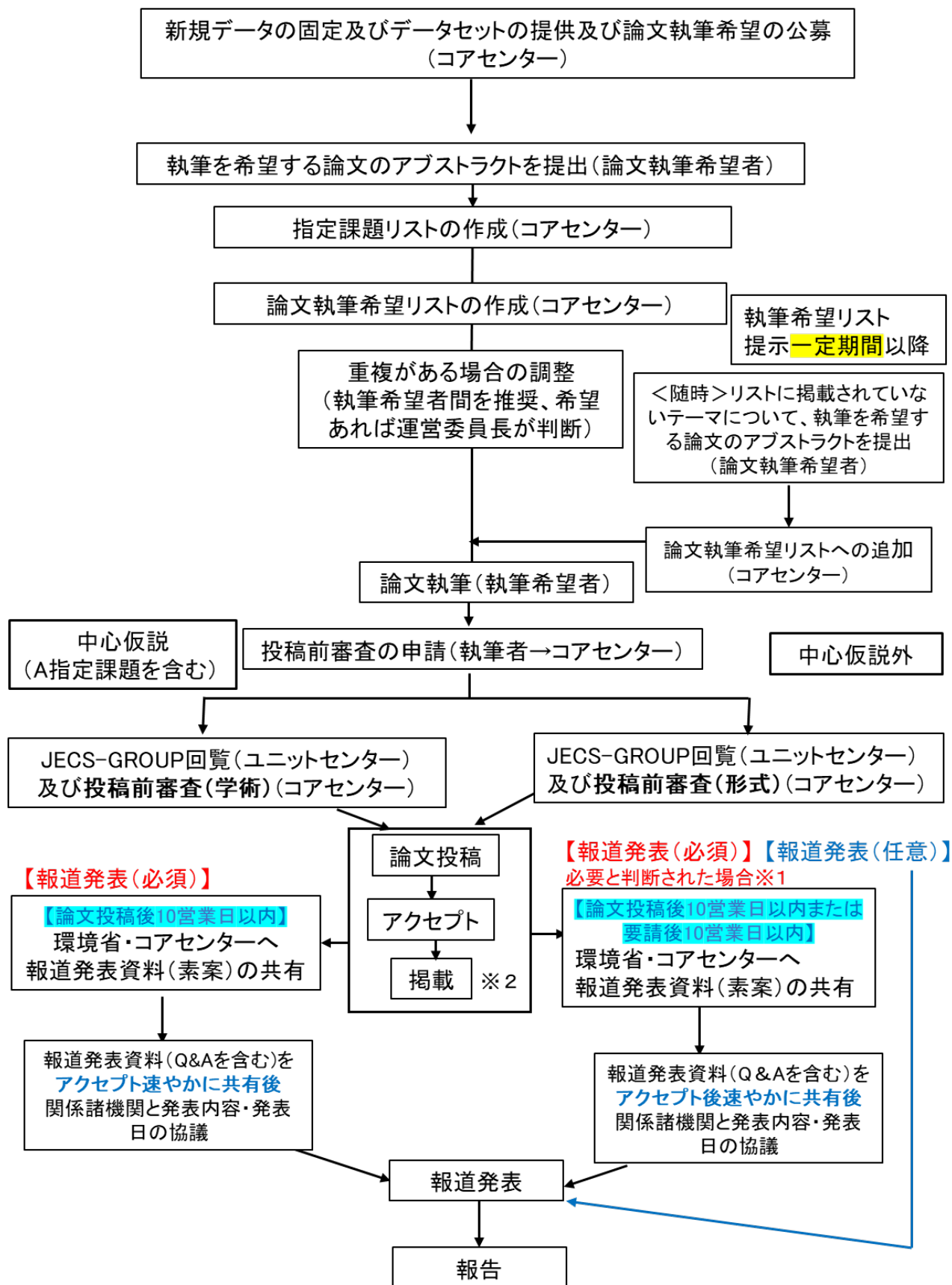
※10 学位論文前の迅速審査は、学位審査の抄録提出期限最終日の7営業日前までにメールでコアセンターに申請し、承認を得る必要がある(様式1-8、学位審査を受けるために大学に提出する論文または抄録を添付)。

※11 「B 全体調査・詳細調査(UC 単位)(固定データ)」を用いて学位審査を執筆する場合も、本ルール「4.2.1」に準じて同テーマの課題(主要解析において同一の変数を用いた課題)が、全体調整・詳細調査で収集した固定後の全国データを用いた原著論文として発表済みであることが前提である。

2. その他

- 一般広報(地域連絡協議会、参加者・地域向けの広報、大学等の一般広報等)については「報告」。ただし、使用可能なデータについて制限あり(その場合も報告で可)。
- 報道機関への情報発信については、原著を引用するものに限り「報告」により実施可能。なお、自ら発信を依頼する積極的なもの(報道発表除く)と取材を受けて行うものの2種類があり手続きが異なる。
- 中心仮説WS等エコチル調査関係者を対象とする一般公開されない会議については、当該会議以外の場で参加者以外に情報を提供しないことを条件に「審査」、「報告」等の手続きを設けない。

全体調査・詳細調査(全国データ)を用いた学術論文の執筆の手続き



- ※1 中心仮説に関わらない論文について、報道発表を行うか否かは、研究機関の判断
(ただし、環境省が必要と認める場合、中心仮説と同様の手続きが求められることがある)
- ※2 執筆者は、論文投稿時、アクセプト時、掲載時に環境省及びコアセンターに届出を行う。
また、投稿先から指定等を受けて論文の主要アウトカムや曝露要因が変わってきた場合等、投稿前審査承認時から内容に大幅な変更があった場合は変更事項の届出を行う。

提方法及び様式について

【参考資料】「エコチル調査の論文投稿に係る論文投稿 前審査 申請要領(申請者向け)」必要添付資料については、特に参考資料を参照のうえ必要手続きを行うこと。

課題募集(一括、随時)

【AP】(様式2-1):アブストラクト申請書

重複がある場合の調整
(執筆希望者間を推奨、希望
あれば運営委員長が判断)

<メール> (様式2-2)
課題申請時の運営委員長への重複調整願書

JECS Group回覧

【AP】(様式3-1):成果発表に関する論投稿前
審査申請書

論文投稿前審査

【AP】(様式3-1)
成果発表に関する論投稿前審査申請書

初回論文投稿

【AP】(様式10-1)
誌上发表(原著論文発表に係る届出)

論文投稿前審査後に
変更が生じた場合

「エコチル調査の論文投稿に係る論文投稿前審査申請要領(申請者向け)」【別紙8】を参照

アクセプト

【AP】(様式10-1):誌上发表(原著論文発表に係る届出)
【APに添付、Word様式集】(様式10-2):和文抄録

掲載

【AP】(様式10-1):誌上发表(原著論文発表に係る届出)
【APに添付、Word様式集】(様式10-2):和文抄録

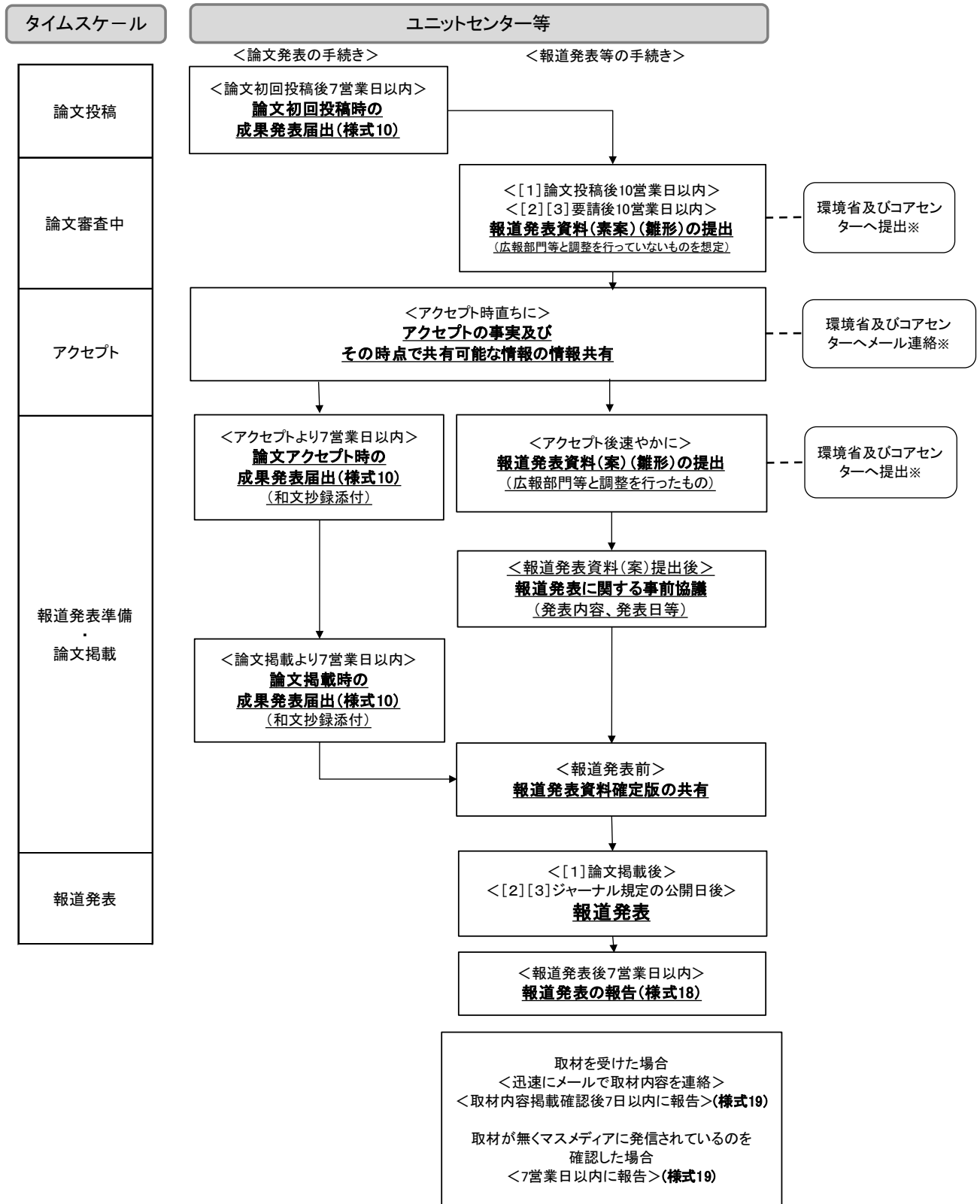
補足【「成果発表ルール運用上の留意及び取り決め事項」を参照】

- ・様式10-2和文抄録はアクセプト時及び掲載時共に添付が必要。
- ・アクセプト後のオンライン掲載には、初版(装丁等の修正が入る可能性があるもの)、最終版など段階的に複数回の掲載がなされることがあるが、環境省及びコアセンターにオンライン掲載時として届出を行うのは、公表された時点の初版とする。
- ・初版公表時の届出後にオンライン上で最終版が公表された場合の改めての届出は不要。
- ・論文掲載時に環境省及びコアセンターに当該日より7営業日以内に届出を行うことになっているが、論文掲載(公表)のタイミングで執筆者に連絡が来ないこともある。その場合執筆者は、論文掲載状況を適宜確認することを前提に、論文掲載(公表)が確認された時点から7営業日以内に届出を行うこととする(論文掲載時届出の申請が論文掲載日から7営業日を過ぎている場合は、備考欄に論文掲載(公表)確認日を記載する)。
- ・アクセプトの連絡とオンライン掲載日などが近く、7営業日以内に届出が可能な場合は一つの届出にまとめて申請することが可能。
- ・報道発表に関する手続きの詳細は「成果発表ルール運用上の留意及び取り決め事項」を参照のこと。

論文発表及び報道発表等の手続フロー1(報道発表必須の場合)

別紙3-1

- [1] 全国データを用いた中心仮説に関わる課題の原著論文(すべて)及び中心仮説相当課題の原著論文(原則)の場合(4. 1. 1(9)(10))
- [2] 全国データを用いた中心仮説に関わらない課題の原著論文(プロフィールペーパー含む)において運営委員長又は環境省が必要と認め要請した場合(4. 1. 1(9)(10))
- [3] ユニットセンター限定データを用いた課題及び追加調査の原著論文において運営委員長又は環境省が必要と認め要請した場合(4. 2. 1(1)(2))(4. 3. 2(1)(2))

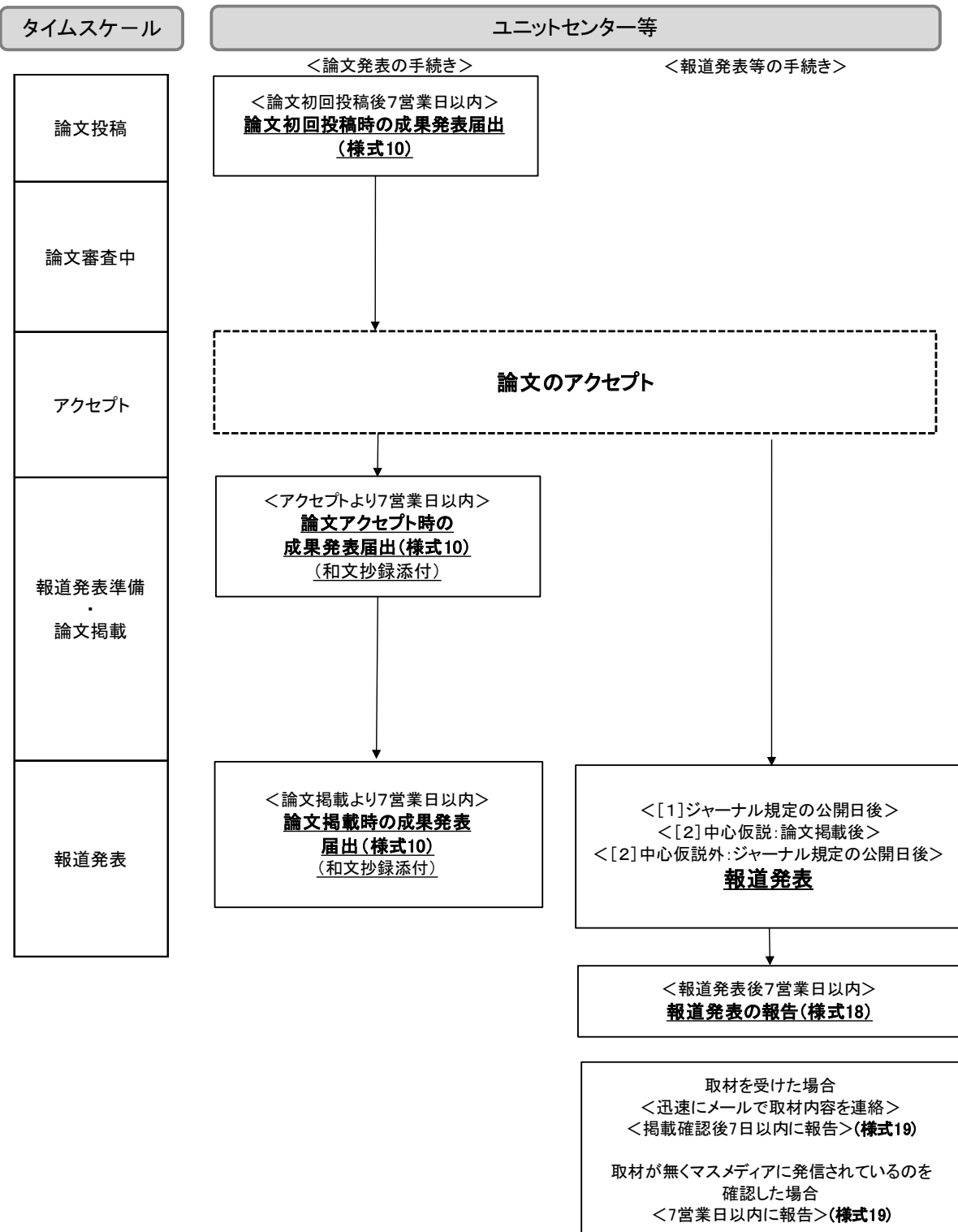


※ 提出先・連絡先
 環境省(環境リスク評価室): ECO-CHILD@env.go.jp
 コアセンター: jecs-pr@nies.go.jp

論文発表及び報道発表の手続フロー2(報道発表任意の場合)

[1]全国データを用いた中心仮説に関わらない課題の原著論文(プロフィールペーパー含む)の執筆責任者所属機関の判断により報道発表を行う場合(4. 1. 1(9)(10))

[2]ユニットセンター限定データを用いた課題及び追加調査の原著論文執筆責任者所属機関の判断により報道発表を行う場合(4. 2. 1(1)(2))(4. 3. 2(1)(2))



エコチル調査のデータを利用した論文の学位審査（大学院生等）

エコチル調査で収集したデータを用い、原著論文として学術誌で発表することを前提に論文を執筆する場合は、その論文で学位を得ることを可とする。その際、本ルールに従い原著論文投稿までに必要な手続きを行うこと（全体調査・詳細調査の全国データを用いた論文の場合は、アブストラクトの提出が必要）。

また、論文の種類（全国データを用いた論文、追加調査で収集したデータを用いた論文等）を問わず、以下について順守すること。

- 大学院生等がエコチル調査のデータを利用した論文を博士論文等として公表する場合は、原則、原著論文としてアクセプトされたジャーナルの規定する公開可能日以降とする（博士論文等で誌上発表前に先に公表してしまうと二重投稿となる可能性があるため）。その際、報告等の手続きは不要。
※原著論文として誌上発表を行うよりも前に博士論文が先に確定した場合で、博士論文を国会図書館に提出（公表）する必要がある場合は、国会図書館に手続きを行えばその提出（公表）時期を誌上発表後とすることが可能。
- エコチル調査のデータを利用して執筆した原著論文のアクセプト後に学位審査を受ける場合は、学位審査の種類（中間・最終）を問わず、事前の迅速審査は不要とする。（学位審査の抄録提出最終期限最終日の7営業日前までにアクセプトしていない場合は、迅速審査が必要）。但し、その場合の学位論文においては、原著論文の内容から外れないこと、及び、原著論文の掲載情報を示すこと。
- 一方、エコチル調査のデータを利用して執筆した原著論文がアクセプト前に学位審査を受ける場合は、迅速審査の申請をコアセンターに行い承認を得る必要がある（様式 1-8）。このとき、原則、学位審査の抄録提出期限最終日の7営業日前までに審査を受ける論文または抄録を添付する。
- なお、最終の学位審査を受ける場合は、その前に論文投稿前審査で承認を得ることを必須とする。学位審査が中間、最終等、複数回ある場合は、それぞれに迅速審査を受ける必要がある（最終審査以外は、論文投稿前審査承認前でも学位審査を受けることは可能）。
- 論文投稿前審査において、言語の異なる論文（英文原著論文の和訳等）は別物の扱いになるため、それぞれに論文投稿前審査を受ける必要がある。
- 大学院生等がエコチル調査のデータを利用した論文で学位を取得した場合は、原著論文の進捗状況如何に関わらず、学位取得後 7 営業日以内に環境省及びコアセンターに報告を行う（様式 1-9）。

外部研究者へのデータ共有開始後の
エコチル調査の固定データ利用に関する取り決め事項

※この別紙 5 の方針に沿って「エコチル調査で収集されたデータの利用と成果発表に関する基本ルール」の本文を改定予定。改定までは、別紙 5 の内容に基づいて運用する。

1. 外部研究者へのデータ共有時期について

外部研究者へのデータ共有は、**エコチル調査内部研究者に配付後原則 2 年経過した後に開始する**。コアセンターは、配付後原則 2 年経過したデータの単純集計をコアセンターのウェブページに、データ共有可能な変数として可及的速やかに掲載する。

2. エコチル調査のデータを使った論文執筆について

(1) 基本的な考え方

① **【研究課題一覧の公表】** 研究課題（原則論文一報の範囲とする）の登録後（外部研究者は審査で採択後）、研究代表者、研究課題、研究実施期間等をエコチル調査研究課題一覧（以下「一覧」という。）に掲載のうえ、コアセンターの WEB サイトに公表する（BOX 上の論文リストファイルへのリンクを掲載する）。論文掲載時、研究実施期間終了時は、一覧を更新する。

② **【課題登録時の責務】** 内部研究者（随時の場合）及び外部研究者が課題登録を行う場合は、当該研究者の責任において、一覧に掲載中の研究課題と重複のないことを確認して申請することとする。

※外部研究者の課題については事前相談の時点で重複チェックツールを用いてのネガチェックをコアセンター（事務局）でも行う。

③ **【研究実施期間中の課題の扱い】** 一覧に掲載のある研究実施期間中の課題と同テーマの課題を申請することはできない。

④ **【研究実施期間後】** 研究期間中に初回論文投稿まで至らなかった場合は、内部・外部問わず、その後の研究の継続を不可とする。また、その課題と同テーマの課題登録を可能とする（ただし、同一グループからの再登録は認めない）。

※内部・外部共に研究期間中に初回論文投稿が終了している場合については、(2)、(3) に詳細を記載。

⑤ **【二重投稿の考え方】** 内部研究者同士の同テーマの論文の執筆は、J ECS グループが共著者になるため二重投稿となるため認められない。研究実施期間中に初回論文投稿を行っており研究実施期間終了後も論文投稿を継続している場合は、内部から同テーマの論文を登録することは認められない。

一方で、研究実施期間が終了している課題については、内部研究者（J ECS グループ）と外部研究者間では執筆グループが異なるため、執筆グループが異なる場合の同テーマの論文の執筆は可能とする。そのため、研究実施期間を超過した論

文投稿中の課題と同テーマの課題を執筆グループが異なる研究者（内部研究者の場合は外部研究者、外部研究者の場合は内部研究者及び外部研究者からの同テーマの課題申請が対象となる）が申請してきた場合は一覧への登録（課題申請）及び論文執筆を認める。

- ⑥ **【重複の可能性ある時の調整】** 研究課題に重複の可能性が考えられる場合について内部研究者同士の場合の調整は、現行の「エコチル調査で収集されたデータの利用と成果発表に関する基本ルール」に記載の考え方に準ずる。

外部研究者の課題については、審査前にコアセンターで重複の有無を行ったうえで、内部関係者による重複確認期間に重複の可能性が考えられた場合は、コアセンターにその旨の報告を行う。コアセンターは、内部関係者からの報告内容を確認のうえ、調整を行う。

(2) 内部研究者

- ① **【研究実施期間】** 課題の種類（中心仮説、中心仮説外）を問わず、**原則最大2年間を研究の実施期間**として認める（但し、大学院生等はその在籍期間に準じて最大4年間を研究の実施期間とすることができる）。

研究実施期間中に初回論文投稿が終了している課題は、研究実施期間後も論文投稿は継続することができる。その際に、内部からは研究課題と同テーマの申請は不可とする。外部から同テーマの研究課題の申請があった場合は、可とする（二重投稿にならないため）。研究実施期間中に初回論文投稿まで至らなかった場合は、その後の研究の継続は認めない。但し、研究実施期間中に以下 a-c のいずれかに該当する場合は、例外として研究実施期間の延長希望届けを提出することができ、運営委員長及びコアセンター長の承認を得た場合においては研究実施期間の延期を認める。

（研究実施期間の延長が可能な場合）

- a. 妊娠・出産で執筆できない期間があった場合
 - b. 病気休養などで執筆できない期間があった場合
 - c. その他予期せぬ正当な理由がある場合
- ② **【研究テーマの専門性】** 研究課題が化学物質等の環境曝露を含む場合はその専門家を、健康影響（症状、疾患等）を含む場合はその専門家を、それぞれ共著者に入れることを必須にする（投稿前審査時に様式で確認）。その際、専門家が所属ユニットセンターにいない場合、前者はコアセンター、後者はMSCに相談する。
- ③ **【コアセンターでの重複確認】** 課題の重複の調整については、現状通り一括の課題募集時は**中心仮説の課題のみ、コアセンターで重複確認を行う**。一方で、中心

仮説外及び随時募集の課題についての重複確認は、コアセンターでは実施せず、各執筆者の責任において実施する。

- ④ **【成果報告等】** 研究開始後の成果報告等は、現状の成果発表ルールの通り。

(3) 外部研究者

- ① **【研究実施期間】** 外部研究者は、課題の種類（中心仮説、中心仮説外）を問わず、最大3年間の研究実施期間を設定することができる（但し、大学院生等はその在籍期間に準じて最大4年間の研究の実施期間とすることができる）。研究期間中に初回論文投稿が終了していれば、研究実施期間後も論文投稿及びデータ利用を継続することができる。研究期間中に初回論文投稿まで至らなかった場合は、その後のデータ利用及び研究の継続は不可とする。但し、研究実施期間中に以下 a-c のいずれかに該当する場合は、例外として研究実施期間の延長希望届けを提出することができ、運営委員長及びコアセンター長の承認を得た場合においては研究実施期間の延期を認める。

（研究実施期間の延長が可能な場合）

- a. 妊娠・出産で執筆できない期間があった場合
- b. 病気休養などで執筆できない期間があった場合
- c. その他予期せぬ正当な理由がある場合

- ② **【研究テーマの専門性】** 各研究課題の専門性については、事前相談確認するとともに、審査時に確認する。

- ③ **【コアセンターでの重複確認】** 外部研究者は、事前相談前に公表されている一覧に掲載の実施中の研究課題と重複がないことを申請者の責任において確認する。
※事前相談の時点で重複チェックツールを用いてのネガチェックをコアセンター（事務局）は行う。

- ④ **【成果報告等】** 研究開始後、論文掲載時、研究実施期間終了時にそれぞれ報告を求める。コアセンターは、報告に従い一覧を更新する。

3. その他

【内部・外部の研究者で研究実施期間が異なる理由】 内部研究者は課題申請する時点で既にデータ利用が可能な状況（グラフィカルアブストラクトまで作成し、論文の執筆イメージがある程度ついている）であるのに対し、外部研究者は研究実施期間開始時に初めてデータ利用が可能となる状況である。

一方で、外部研究者は、データ共有システム（Obiba/Opal）の中でのデータ利用となり、本システム特有の使用方法に慣れる時間や内部研究者に比べて制約の多い状況で論文執筆

を進める必要がある。これらの理由のため内部研究者と外部研究者とでは、研究実施期間が異なっている。

新規研究課題登録早見表

場合	対応	
	内部研究者 B の申請	外部研究者 D の申請
内部研究者 A の課題		
研究期間内	× ¹	× ¹
掲載済	× ²	○
期間終了（投稿済）	× ²	○
期間終了（未投稿）	○	○
外部研究者 C の課題		
研究期間内	× ¹	× ¹
掲載済	○	○
期間終了（投稿済）	○	○
期間終了（未投稿）	○	○

1: 研究期間の重複回避

2: 二重投稿の回避